
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.336 2022/10/11

1 有毒植物による食中毒予防の徹底について

10月4日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛て表記通知を出した。その内容は次のとおり。

今般、有毒植物（クワズイモ）が誤って食用として流通・販売され、これを購入し、喫食したことによる食中毒事例が発生しています（別添参照）。

令和3年6月1日からHACCPに沿った衛生管理が完全施行されているところですが、青果販売業向けの手引書には、有毒植物による食中毒を予防するためのポイント等が記載されていることから、これら手引書も参考に、仕入れ・検品等の工程における衛生管理を徹底するよう、貴管内の野菜果物販売業者等への注意喚起の実施をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000997375.pdf>